

(平成26年2月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 14 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 9 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年6月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

申立期間当時、私は学生でA市に居住しており、明確に記憶しているわけではないが、私が同市で国民年金の加入手続を行い、同市から交付された国民年金に関する書類は全てB市に居住している父に郵送し、保険料も納付してもらっていた。

その後、平成6年3月にC市に転居した後も、国民年金に関する書類は全て父に郵送していた。姉が4年3月に大学を卒業後、父が私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、学生でA市に居住しており、明確に記憶しているわけではないが、同市において自身で国民年金の加入手続を行い、同市から交付された国民年金に関する書類は全てB市に居住しているその父に郵送し、国民年金保険料を納付してもらっていたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成5年8月頃に払い出されたと推認され、そのころ加入手続が行われたと考えられることから、申立期間の保険料は過年度納付となり、当該期間の納付書は、A市からは送付されなかったものと考えられる。

しかしながら、申立人は、平成6年3月にC市に転居した後も、国民年金に関する書類は全てその父に郵送していたとも申述しており、オンライン記録によると、同年7月15日に過年度保険料納付書が作成されていることが確認でき、当該納付書により、申立期間のうち、4年6月から5年

3月までの保険料を過年度納付することは可能であったと考えられる。

また、申立人が所持する「平成5年度国民年金印紙代金（国民年金保険料）領収証書」を見ると、いずれもD銀行（現在は、E銀行）B支店で納付されていることが確認できることから、当該納付は、B市に居住していた申立人の父が行ったものと考えられること、その父は、「息子の在学中の納付書が後から送られてきたような記憶があり、保険料は月々納付していたのではなく、半年か1年分をまとめて納付した。」としていることなどを踏まえれば、上述した納付書により、その父が申立期間のうち、4年6月から5年3月までの保険料についても納付した可能性を否定できない。

一方、申立期間のうち、平成4年4月及び同年5月については、申立人及びその父の国民年金保険料の納付状況が不明である上、上記の過年度納付書が作成された時点では、当該期間は時効により保険料納付ができない期間である上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年6月から5年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から44年3月まで

申立期間について、平成25年8月にA年金事務所に照会したところ、「申立期間がB共済組合の組合員であったことが判明したため、国民年金の加入記録を訂正し申立期間の保険料は18年8月に還付済みで、申立期間は未加入期間となっている。」旨の回答を受け取った。

私は、国民年金の保険料納付済期間が480か月となり安心していたのに、知らないうちに申立期間が未加入とされたことに納得できない。

還付金は返還するので、申立期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録によると、平成18年6月6日に申立人のB共済組合員の加入記録に基づき国民年金の被保険者資格記録が訂正されるまでは、国民年金の強制加入被保険者として記録され、国民年金保険料は納付済みとされていたが、当該記録訂正によって、申立期間は、本来国民年金に加入することができないB共済組合員期間との重複期間であるとして、申立期間の保険料は同年8月に還付されている。

しかしながら、行政側に本来納付できないB共済組合員期間を含む期間の国民年金保険料の納付書を作成したという誤りがあり、このため、申立人が申立期間の保険料を納付し、これが長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである上、申立期間のB共済組合員期間については、退職一時金が支給済みであり、B共済組合員でなかったものとみなされることをも踏まえると、年金裁定請求手続の中で申立人の被保険者期間を確認

する過程で、制度上国民年金の被保険者となり得ないことを理由として申立期間の保険料を還付することは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和57年12月1日から58年1月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月1日から58年2月1日まで  
A社における厚生年金保険の被保険者期間が昭和57年12月1日から58年1月31日までとされているが、実際の被保険者期間は申立期間の8か月間であり、この間の標準報酬月額は応募した理由から考えて前職の給与より多い26万円から30万円までのはずであるので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和57年12月1日から58年1月31日までの期間について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当初、申立人の当該期間の標準報酬月額を申立人が主張する30万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（58年1月31日）より後の同年6月2日付けで、遡って11万円に減額訂正されていることが確認できる上、同様の遡及訂正が事業主を含めて複数の被保険者について行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、昭和57年12月1日から58年1月31日までの期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、30万円に訂正することが必要であると認められる。

申立期間のうち、昭和57年6月1日から同年12月1日までの期間について、雇用保険の被保険者台帳等により、申立人は、同年7月1日からA

社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、複数の元同僚は、数か月の試用期間が有り、その間は厚生年金保険に加入していなかったとの証言をしている上、1年くらい在職していたと証言している同僚の厚生年金保険の被保険者期間はA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日までの2か月のみ記録されている。

また、A社の事業主は既に他界している上、同社も既に解散していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間のうち、昭和58年1月31日から同年2月1日までの期間について、申立人は58年1月以降ほとんど出勤していないと申述している上、上記のとおり、A社の事業主は既に他界しており、同社も既に解散していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の昭和57年6月1日から同年12月1日までの期間及び58年1月31日から同年2月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和57年6月1日から同年12月1日までの期間及び58年1月31日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は 62 万円、申立期間②は 103 万円、申立期間③は 109 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間②に係る訂正前の標準賞与額に係る保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 6 月 28 日  
② 平成 17 年 12 月 15 日  
③ 平成 18 年 12 月 14 日

申立期間①及び③の標準賞与額の記録が無く、申立期間②の標準賞与額が控除された厚生年金保険料額に見合っていないので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、申立人が提出した賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①は 62 万円、申立期間②は 103 万円、申立期間③は 109 万 8,000 円とすることが妥当で



ある。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、オンライン記録により、当初、申立期間①及び③においてA社の被保険者全員に賞与の記録が無いことが確認できる上、事業主は、申立期間②に係る賞与支払届の標準賞与額について誤って届出を行ったことを認めていることから、事業主は、申立てどおりの賞与額に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和32年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和62年11月21日から同年12月1日まで  
申立期間当時は、A社でB業務を担当していた。昭和62年12月1日付けで、社命により同一企業グループであるC社に異動した。ところが、国（厚生労働省）の記録ではA社の厚生年金保険の資格喪失日が同年11月21日と記録されており、1か月の空白期間ができてしまっている。間違いなく社命による異動であり、同年11月末日まで同社に勤務し、空白期間はないはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の回答、複数の同僚及び同社の顧問税理士の供述により、申立人は申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の事業主は、「申立人は、申立期間に継続して勤務していたので、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除したと思う。」と回答している上、同社からC社に同時期に異動した同職種の同僚を含む複数の同僚は、「申立人は、両社において、継続して同じD業務を担当していた。」と供述している。

さらに、上記顧問税理士は、「A社の事業主に両社の給与計算業務を依頼されていたが、申立人が、C社に移った時も給与から保険料を控除していたと思う。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和62年10月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の資料は保存されていないため不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8212

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を43万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

A法人において、申立期間に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るB銀行C支店の取引明細表により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚は、所持する賞与明細書により、申立期間において、厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、前述の取引明細表により推認できる厚生年金保険料控除額から、43万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかで

ないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とされない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は5万8,000円、申立期間②は8万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年9月30日  
② 平成20年12月26日

厚生労働省の記録によると、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の賞与の記録が、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とされない賞与記録となっている。申立期間①及び②の賞与の記録を年金額の計算の基礎となる記録として訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間①及び②における賞与に係る賃金台帳及び保険料計算書により、申立人は、当該期間に賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳及び保険料計算書における保険料控除額から、申立期間①は5万8,000円、申立期間②は8万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、当時届出を失念しており、申立期間①及び②に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該賞与の届出を行ったとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は42万円、申立期間②は60万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年9月30日  
② 平成20年12月26日

厚生労働省の記録によると、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の賞与の記録が、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない賞与記録となっている。申立期間①及び②の賞与の記録を年金額の計算の基礎となる記録として訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間①及び②における賞与に係る賃金台帳及び保険料計算書により、申立人は、当該期間に賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳及び保険料計算書における保険料控除額から、申立期間①は42万円、申立期間②は60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ



いては、事業主は、当時届出を失念しており、申立期間①及び②に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該賞与の届出を行ったとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 30 日

厚生労働省の記録によると、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない賞与記録となっている。申立期間の賞与の記録を年金額の計算の基礎となる記録として訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間における賞与に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間に賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、当該賃金台帳における保険料控除額から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時届出を失念しており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与の届出を行ったとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、4万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年9月30日

厚生労働省の記録によると、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない賞与記録となっている。申立期間の賞与の記録を年金額の計算の基礎となる記録として訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間における賞与に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間に賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、当該賃金台帳における保険料控除額から、4万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時届出を失念しており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与の届出を行ったとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、4万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年9月30日

厚生労働省の記録によると、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない賞与記録となっている。申立期間の賞与の記録を年金額の計算の基礎となる記録として訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間における賞与に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間に賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、当該賃金台帳における保険料控除額から、4万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時届出を失念しており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与の届出を行ったとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額

に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 8218

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月25日から同年4月1日まで

昭和47年4月1日からA社に勤務し、48年4月1日付けで、グループ会社であるC社へ期間を空けずに異動したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主、事業所の元経理担当者及び複数の同僚の供述から、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和48年4月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、4万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所

(当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は10万円、申立期間②は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間③から⑤までに係る標準報酬月額記録については、それぞれ19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間③から⑤までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 30 日  
② 平成 16 年 7 月 30 日  
③ 平成 16 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで  
④ 平成 16 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
⑤ 平成 16 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①及び②の賞与の記録が無いが、賞与を支給されていたので、正しい記録に訂正してほしい。また、申立期間③から⑤までの標準報酬月額の記録が、実際の控除保険料額に見合う標準報酬月額より低額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 事業主から提出された給与所得の源泉徴収簿により、申立人が申立期間①及び②において賞与の支給を受け、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間①及び②における標準賞与額については、上述の給与所得の源泉徴収簿の記録により、申立期間①は10万円、申立期間②は15万円とすることが妥当である。



なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間③から⑤までについて、事業主から提出された給与所得の源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において、オンライン記録より高額標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間③から⑤までに係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③から⑤までに係る標準報酬月額については、上述の給与所得の源泉徴収簿において確認できる報酬月額から、それぞれ19万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、標準報酬月額の届出の提出を行っていないため、保険者算定により標準報酬月額が決定されたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立期間③から⑤までの標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までに係る標準賞与額の記録については、申立期間①は10万円、申立期間②は14万7,000円、申立期間③は17万6,000円、申立期間④は19万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①から④までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人の申立期間⑤に係る標準報酬月額記録については、平成17年8月から18年8月までを19万円、同年9月から同年12月までを20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間⑤の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 30 日  
② 平成 16 年 12 月 24 日  
③ 平成 17 年 7 月 25 日  
④ 平成 17 年 12 月 25 日  
⑤ 平成 17 年 8 月 1 日から 19 年 1 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①から④までの賞与の記録が無いが、賞与を支給されていたので、正しい記録に訂正してほしい。また、申立期間⑤の標準報酬月額の記録が、実際の給与額より低額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 事業主から提出された給与所得の源泉徴収簿により、申立人が申立期間①から④までにおいて賞与の支給を受け、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間①から④までにおける標準賞与額については、

上述の給与所得の源泉徴収簿の記録により、申立期間①は 10 万円、申立期間②は 14 万 7,000 円、申立期間③は 17 万 6,000 円、申立期間④は 19 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間⑤について、事業主から提出された給与所得の源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において、オンライン記録より高額 of 標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間⑤に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間⑤に係る標準報酬月額については、上述の給与所得の源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から判断すると、平成17年8月から18年8月までを19万円、同年9月から同年12月までを20万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、標準報酬月額の届出の提出を行っていないため、保険者算定により標準報酬月額が決定されたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立期間⑤の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 11 月から 41 年 5 月までの期間及び同年 6 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月から 41 年 5 月まで  
② 昭和 41 年 6 月から 47 年 3 月まで

申立期間①については、昭和 41 年 5 月頃に会社を退職後、私が A 区役所 B 出張所で国民年金の加入手続を行い、遡って保険料を納付したと思う。

申立期間②についても、私が納付書に現金を添えて A 区役所 B 出張所で納付していたと思う。

申立期間①及び②を保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 41 年 5 月頃に会社を退職後、申立人自身が A 区役所 B 出張所で国民年金の加入手続を行い、遡って保険料を納付したと思うと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、47 年 10 月頃に C 市で払い出されたと推認され、同区で国民年金の加入手続を行ったとする申立人の申述と相違する。

また、申立期間①は、脱退手当金の受給により厚生年金保険の被保険者でなかったものとみなされた期間であり、制度上、当該期間において国民年金に加入することはできず、当該期間の国民年金保険料を納付することができない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、申立人自身が納付書に現金を添えて

A区役所B出張所で納付していたと思うと申述しているが、上記のとおり申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年10月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間②のうち、41年6月から45年6月までは時効により保険料を納付できない期間であり、同年7月から47年3月までは遡って保険料を納付できる期間であるが、申立人の保険料の納付状況が不明である上、上記のとおり申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間②は70か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月から40年3月まで  
私の国民年金の加入手続は、父が昭和39年4月頃に行ってくれた。  
国民年金保険料は、20歳から1年間の未納分をまとめて、私が昭和40年頃に集金に来た郵便局員に納付した。  
申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金の加入手続は、父が昭和39年4月頃に行ってくれた。国民年金保険料は、20歳から1年間の未納分をまとめて、私が昭和40年頃に集金に来た郵便局員に納付した。」と申述しているが、国民年金の加入手続を行ったとするその父は既に亡くなっており、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人は、保険料の納付額及び納付時期等に関する記憶が明確でないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の国民年金被保険者の資格取得時期から、昭和41年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間を含む39年4月から41年3月までの国民年金保険料を遡って納付することは可能であるが、申立人に係る国民年金被保険者台帳（旧台帳）には、「分納誓約40年度（42. 7. 31）」の記載があること、同台帳によると、申立人は、40年4月から41年3月までの保険料を42年11月に過年度納付していることが確認できること、41年4月から同年9月までの保険料を同年7月に納付していることから、申立人は、同年4月の保険料から現年度納付し、分納誓約後に昭和40年度の保険料を過年度納付したものと推察され、この分納誓約をしたと考えられる42年7月31日の時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間で

ある。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5345（埼玉国民年金事案 3936 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 9 月から 49 年 3 月までの期間、50 年 9 月から 51 年 1 月までの期間及び 54 年 3 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 9 月から 49 年 3 月まで  
② 昭和 50 年 9 月から 51 年 1 月まで  
③ 昭和 54 年 3 月から同年 6 月まで

申立期間②については、昭和 50 年 9 月に会社を退職後、1 週間か 2 週間ほどたってから A 市役所に行き、国民年金に加入し国民年金保険料を口座振替で納付していた。

申立期間③については、昭和 54 年 3 月に会社を退職後、B 駅前にある C 駅の出張所に行き、国民年金に加入し国民年金保険料を口座振替で納付していた。

申立期間②及び③はいずれも、前回認められないとする通知をもらったが、納付できないので再申立てを行う。

申立期間①については、私が 20 歳になり、父が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれた。

申立期間①、②及び③の記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③に係る申立てについては、i) 申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が明確でなく、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 61 年 8 月頃払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間②及び③は時効により保険料を納付できない期間であること、iii) オンライン記録によると申立期間②及び③は未加入期間であり、制度上、



保険料を納付できない期間であると考えられ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことなどから、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 22 年 12 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間②及び③が認められないことに納得できないとして申し立てているが、申立人からは新たな資料等は提出されず、これまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 今回、新たに申し立てられた申立期間①については、申立人は 20 歳になり、その父が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと申述しているが、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、前述のように、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 8 月頃に払い出されたと推認され、申立人の所持する年金手帳の「はじめて被保険者となった日」は「昭和 61 年 7 月 16 日」と記載されているほか、オンライン記録においても、資格取得日は同年 7 月 16 日と確認できることから、申立期間①は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間であると考えられる。

さらに、当委員会において再度、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から50年11月まで  
20歳になった昭和48年\*月頃、父が私の国民年金の任意加入手続きを行い、保険料を納付してくれた。亡くなった父から「任意で加入したからな。」と言われたことをはっきりと覚えている。  
申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和48年\*月頃、その父が申立人の国民年金の任意加入手続きを行い、保険料を納付してくれたと申述しているが、国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとするその父は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年12月頃に払い出されたと推認され、申立人は同年同月10日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得している記録となっていることが、申立人の所持する年金手帳、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）でそれぞれ確認できることから、申立期間は未加入期間であったと推認され、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（埼玉）国民年金 事案 5347

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和32年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和54年12月から60年9月まで

昭和54年12月に厚生年金保険に加入していない会社に入社し、私の国民年金の加入手続については、当時は会社で加入してくれていると思っており、国民年金保険料は給与から天引きされていた。

その後、昭和62年にA区役所から私の国民年金加入の督促状が届いて私が同区役所で国民年金の加入手続を行った。

社長は会計士に任せていて、詳細は分からないとしているが、入社当初から給与から国民年金保険料が天引きされていたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間は厚生年金保険に加入していない会社に勤務していたので、国民年金保険料が給与から天引きされていた。会社が申立期間の国民年金保険料を納付しているはずである。」と申述しており、申立人から提出された給料支払明細書によると、申立人は、申立期間に国民年金保険料として当時の保険料額又は同等の金額を事業主により給与から控除されていることが確認できるが、元事業主は、「申立人の申立期間の国民年金保険料の納付について、会社が行ったかどうか全く覚えておらず不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和62年11月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別

の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は 70 か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から42年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和8年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和38年11月から42年8月まで

私は、昭和38年に結婚した時、夫が国民年金に加入している場合、自分は国民年金保険料を納付しなくともよいと思っていたため、国民年金の加入手続は行わなかった。その後、昭和42年5月頃、夫の国民年金保険料を集金していた方から、「今なら3、4年分は遡って納付できます。」と言われたので、夫がA区役所B出張所で私の国民年金の加入手続を行い、私の分の保険料2万5,000円から3万円を遡って納付してくれた記憶がある。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和42年5月頃、夫の国民年金保険料を集金していた方から、『今なら3、4年分は遡って納付できます。』と言われたため、夫がA区役所B出張所で私の国民年金の加入手続を行い、私の分の保険料2万5,000円から3万円を遡って納付してくれた記憶がある。」と申述しているが、その夫が申立人の申立期間の保険料として納付したとする上記金額は、申立期間の保険料を現年度及び過年度納付した場合の保険料5,400円と相違している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和44年2月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（茨城）国民年金 事案 5349（茨城国民年金事案 820 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から51年6月まで  
社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、昭和41年10月から51年6月までの国民年金保険料が未納とされていた。  
申立期間の保険料については、昭和41年10月にA区役所で国民年金の加入手続を行い、同区役所窓口で納付したほか、B市に転居した際も同市役所窓口で納付した。  
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。  
今回、新たな資料は無いが、納得できないので再審議をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、前後の任意加入被保険者の国民年金手帳記号番号から、昭和52年10月26日から同年同月29日までの間と考えられ、この時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できないこと、ii) 申立人は、A区において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、仮に、申立人の主張どおりの場合、申立人の国民年金手帳記号番号は、「\*」となるべきにもかかわらず、C社会保険事務所（当時）管内の市町村に払い出される「\*」であることから、申立人の主張には不合理な点が認められること、iii) 申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないとしており、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iv) 申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことなどから、既に年金記録確認茨城地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成21年7月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。



今回、申立人は、新たな資料は無いが、納得できないとして申し立てていることから、年金記録確認関東地方第三者委員会において再度申立内容を調査したが、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな周辺事情は見当たらない上、そのほかに年金記録確認茨城地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から52年7月まで

私は、会社を退職した昭和49年12月頃か、遅くとも長女が生まれる50年\*月までにA市役所B出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、同出張所で過去の方も納付できると勧められたが、同年4月分から納付することにした。

私の銀行口座から国民年金保険料が引き落とされているのは昭和52年8月分からなので、申立期間の保険料は、A市役所B出張所の2階で納付書により納付したと思う。申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職した昭和49年12月頃か、遅くとも長女が生まれる50年\*月までにA市役所B出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、同出張所で過去の方も納付できると勧められたが、同年4月分から納付することにした。申立期間の保険料は、A市役所B出張所の2階で納付書により納付したと思う。」と申述している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和52年8月頃に払い出されたと推認され、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者になった日」は「昭和52年8月4日」と記載されているほか、申立人のC市の国民年金被保険者名簿においても、資格取得年月日は「52.8.4」、種別は「任」となっており、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であったことから、申立期間は国民年金の任意未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であると考えられる。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申

立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から48年2月まで  
昭和48年頃、母がA区役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、毎月、私が自宅近くの郵便局で納付書により納付した。  
申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和48年頃、母がA区役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、毎月、私自身が自宅近くの郵便局で納付書により納付した。」と申述しているが、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその母は高齢のため証言を得ることができず、申立人は保険料の納付額及び納付時期等に関する記憶が明確でないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年8月頃に払い出されたと推認され、当該記号番号に係るオンライン記録では申立人の国民年金被保険者の資格取得日は同年同月11日となっていることから、当該払出時点では、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間であると考えられる上、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険被保険者記号番号を基に付番され、平成11年8月2日に申立期間を含む国民年金被保険者期間が追加されていることが確認できるが、当該追加時点では、申立期間の保険料は時効により納付できないほか、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 62 年 8 月 1 日まで  
国（厚生労働省）の記録では昭和 57 年 10 月 1 日から 62 年 8 月 1 日まで A 社 B 支局に勤務していた。私は、C（業務）としての能力を評価していただいた結果、同支局の開設と D（業務）を任されたのであり、降格や左遷をされたものではない。そうであるにもかかわらず、標準報酬月額が引き下げられているのはおかしい。当該期間の標準報酬月額を調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、前後の被保険者期間の標準報酬月額に比べて標準報酬月額が減額されていることがおかしい旨を申し立てている。

しかし、A 社は、申立期間当時の厚生年金保険料控除が確認できる資料については既に無いため、当時の状況については不明であるとしている一方、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、「当時の給与規程で海外勤務者については、国内基準給与を基に報酬月額を出しており、それに基づいて算定基礎届を提出しているため、特に違和感はない。」と供述している。

また、申立人が提出した昭和 61 年 10 月の給与明細書に記載されている厚生年金保険料について、事業主は翌月支給分の給与からの保険料控除を認めていることから、当該給与明細書に記載されている保険料額（1 万 9,840 円）は同年 9 月分の給与に該当する保険料であり、当該保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額（32 万円）に該当することが確認できる上、同年の源泉徴収票からも申立人が主張する標準

報酬月額に見合う保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、遡って標準報酬月額が訂正されていた等の不適切な事務処理が行われていた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 8207

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 4 月 1 日にA法人（以下「B事業所」という。現在は、C法人）に入社し 58 年 3 月 31 日付けで退職するまでの約 10 年間、同事業所に勤務していた。

厚生労働省の記録では、申立期間のうち、昭和 48 年 9 月 1 日から 49 年 4 月 1 日までの期間は、C法人D事業所（以下「D事業所」という。現在は、C法人）の厚生年金保険の被保険者期間があるとのことであるが、私は、D事業所に勤務したことはなく、49 年 4 月 1 日で同資格を喪失しているという記録も納得できない。

申立期間について、B事業所における厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 雇用保険の記録、C法人の回答及び同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立期間当時からB事業所を昭和 58 年 3 月 31 日付けで退職するまでの間、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録により、B事業所は、昭和 49 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる上、申立人が入社したとする日（48 年 4 月 1 日）と同日にB事業所に入社したとする複数の同僚も、申立期間においてB事業所における厚生年金保険の加入記録を確認することがで



きない。

また、C法人は、申立期間に係る保険料控除について、「当時の担当者がいないので、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明である。」と回答している。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和48年9月1日から49年4月1日までの期間は、D事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、申立人は、当該期間、D事業所において厚生年金保険の被保険者期間が確認できるところ、申立人は、当該事業所には勤務したことはないとしているが、複数の同僚が、給与関係や社会保険関係等の事務は、母体であったD事業所が行っていたとしている上、申立人が入社したとする日と同日にB事業所に入社したとする複数の同僚が、48年9月1日にD事業所において厚生年金保険に加入していることから、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、D事業所において厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

しかしながら、昭和48年4月1日から同年9月1日までの期間については、申立人と同日に入社したとする上記の同僚の一人は、「自分が入社後すぐに厚生年金保険に加入していないのは、見習期間であったからだと思っていた。」としている。

また、昭和49年4月1日から同年7月1日までの期間については、D事業所及びB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、B事業所が適用事業所となった日（49年7月1日）に被保険者資格を取得している同僚6人のうち4人が申立人と同様、D事業所において同年4月1日に資格を喪失していることが確認できるほか、同系列のE法人（以下「F事業所」という。現在は、C法人）が、B事業所と同日に適用事業所となっているが、F事業所が適用事業所となった日に被保険者資格を取得している同僚4人のうち2人も同様、D事業所において同年4月1日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、D事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、上記の同僚6人のうち5人の健康保険被保険者証が、申立人と同様、昭和49年4月22日に、残り一人はB事業所の被保険者資格を取得する直前の同年6月6日に返却した記録となっていることが確認できる。

加えて、上記の同僚を含めて24人に照会し12人から回答があったが、給与明細書等を所持している者はおらず、申立人の厚生年金保険料控除については不明と回答している。

3 このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 8209

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 21 日から同年 6 月 1 日まで  
昭和 34 年 3 月に高校を卒業し、当時両親が勤めていたA社に就職した。工場に勤務し、B（製品）の製造現場で働いていた。その間に大型自動車免許を取得し、その後はC（車種）でD（地域）に製品を運搬していた。友人に誘われE店に 39 年 6 月に入社することになり、同年 5 月にA社を退職した。ところが、厚生年金保険の資格喪失日が同年 3 月 21 日と記録されている。間違いなく同年 5 月まで勤務していたので、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、事業主は「当時の資料が保管されてないため、申立人の勤務実態、保険料控除、申立てどおりの届出及び社会保険料の納付等については不明である。」と回答しており、申立期間における申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立期間にA社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 21 人に照会し、回答を得た 15 人のうちの 9 人は申立人を記憶しているものの、そのうちの 8 人は申立期間に係る申立人の勤務実態について不明と回答しており、残る一人で昭和 39 年 6 月 1 日に資格を喪失している同僚は、「当時、会社の業績が思わしくなく、会社が希望退職を募ったので自分は転職した。若い人が何人か辞めたが、申立人もそのうちの一人で、自分よりも何か月か前に退職したと思う。」と回答している。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票におい

て、申立人の資格喪失日は昭和 39 年 3 月 21 日と記載されており、オンライン記録と一致している上、遡った訂正等の不適正な処理は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 8210

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 8 月から同年 11 月まで  
② 昭和 44 年 12 月から 45 年 3 月まで

申立期間①については、A社の下請であるB社に勤務中に、A社C営業所に事務の手伝いを命じられたため、同営業所に転職した。申立期間②については、D地区（現在は、E地区）のF店内にある「G（店名）」にH（職種）として勤務した。

両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社C営業所へ移った経緯や業務内容及び同営業所における同僚の名前を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同営業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間当時、A社C営業所の厚生年金保険に加入していた20人に照会し、14人から回答が得られたものの、申立人の勤務を記憶している者はいない。

また、上記回答を寄せた者のうち二人は、申立人が名前を記憶している同僚だが、当該二人は、「40年以上も前のことなので、よく覚えていない。」と回答している。

さらに、A社は、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明と回答している。

加えて、申立期間当時、A社C営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

なお、申立人にA社C営業所への事務の手伝いを命じたというB社の事業主は既に死亡しているため、当時の同僚4人に照会したところ、3人から回答があったが、申立人のA社C営業所における保険料控除について確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、D地区にあったF店内の「G（店名）」にH（職種）として勤務していたと申述していることから、I協同組合に「F店」について照会し、「所在地から、J社が問い合わせの事業所だと思われる。」との回答を得たところ、J社は、商業登記簿謄本により、K地区からD地区に移転していることが確認できる上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、当該事業所の厚生年金保険に加入していたことが確認できる9人に照会したところ、複数の者が、「G（店名）は、J社が経営していた。」と回答している。

しかしながら、回答を寄せたうちの一人は、「G（店名）」でL（職種）として勤務しており、期間の特定はできないものの、申立人の勤務を記憶しているが、J社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該同僚の当該事業所における厚生年金保険の資格取得は、申立期間後の昭和45年4月であることが確認できる。

また、申立人が、上記同僚のほかに名前を記憶している同僚が二人いるが、J社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、一人の当該事業所における厚生年金保険の資格取得は昭和45年8月であり、残る一人については当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

さらに、J社の代表取締役及び給与計算等の担当者は死亡しているため、「G（店名）」に勤務していた者の、厚生年金保険加入の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立期間当時、J社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 8211

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月から 45 年 3 月まで  
A 地区（現在は、B 地区）の C 店内にある「D（店名）」に E（職種）として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 地区にあった C 店内の「D（店名）」に E（職種）として勤務していたと申述していることから、F 協同組合に「D 店」について照会し、「所在地から G 社が問い合わせの事業所だと思われる。」との回答を得たところ、G 社は、商業登記簿謄本により、H 地区から A 地区に移転していることが確認できる上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、当該事業所の厚生年金保険に加入していたことが確認できる 9 人に照会したところ、複数の者が、「D（店名）は、G 社が経営していた。」と回答している。

しかしながら、回答を寄せたうちの一人は、「D（店名）」で E（職種）として勤務しており、期間の特定はできないものの、申立人の勤務を記憶しているが、G 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該同僚の当該事業所における厚生年金保険の資格取得は、申立期間後の昭和 45 年 4 月であることが確認できる。

また、申立人が、上記同僚のほかに名前を記憶している同僚が二人いるが、G 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、一人の当該事業所における厚生年金保険の資格取得は昭和 45 年 8 月であり、残る一人については当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。



さらに、G社の代表取締役及び給与計算等の担当者は死亡しているため、「D（店名）」に勤務していた者の、厚生年金保険加入の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立期間当時、G社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 8221

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 15 日から 43 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 7 月 15 日から 45 年 1 月 1 日まで  
年金事務所で確認したところ、A社を退職後、脱退手当金を受給した記録となっていることを知ったが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和45年3月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。